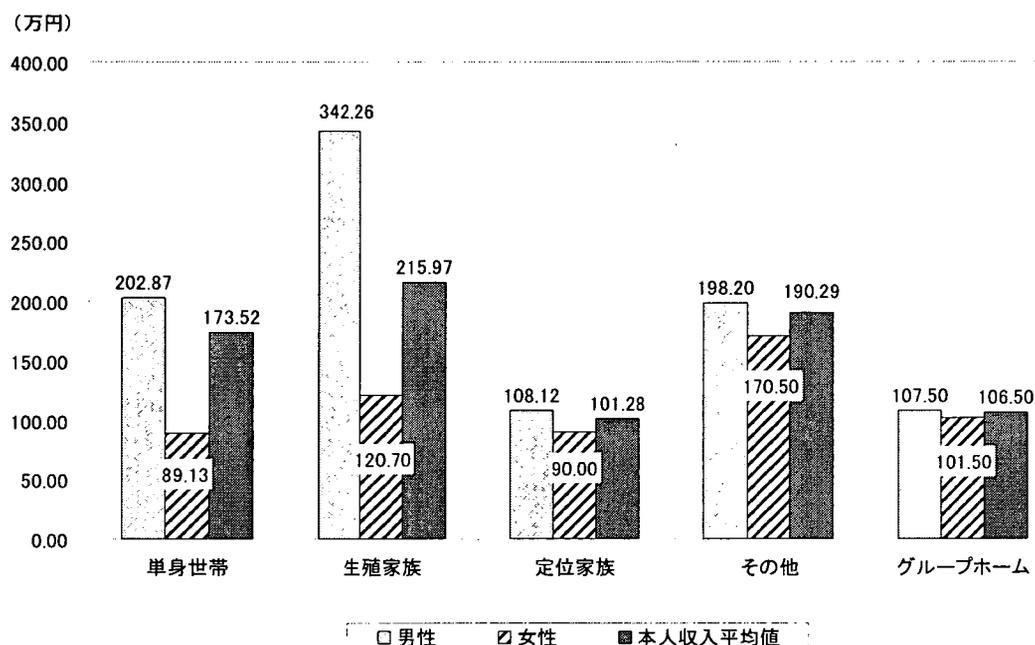


図 5 性別・世帯類型別本人収入



・世帯収入と本人収入の関係

世帯状況別の世帯収入についてそれぞれみていくと、生殖家族が 611.83 万円と一番多く、次に定位家族の 531.89 万円となっているが、それぞればらつきが大きい。障害をもつ本人が男性である生殖家族と女性である生殖家族を比べるとその差は、183.28 万円となっている。

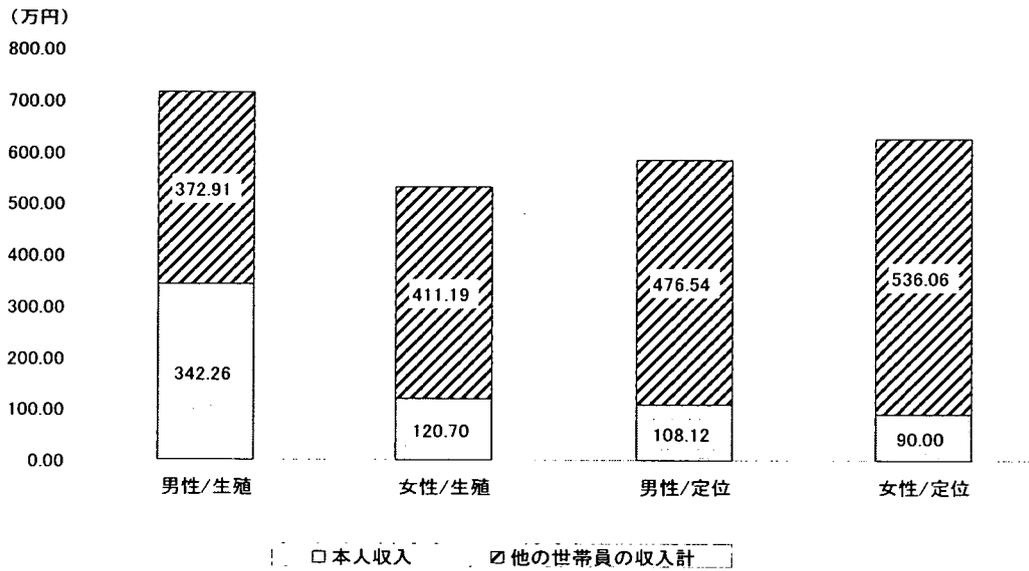
上記の本人収入と合わせて図表を作成した。世帯収入から本人収入を引いたものが、障害をもつ人を除いた他の世帯員の収入の合計である。生殖家族に暮らす男性の本人収入が、世帯収入の約 1/2 を占めるのに対し、定位家族に暮らす男女、生殖家族に暮らす女性の本人収入はそれぞれ世帯収入のうちの 1/4 程度を占めているにすぎない。

表 17 男女別生殖家族における本人収入と世帯収入の差

(万円)

	生殖男性	生殖女性	定位男性	定位女性
本人収入	342.26	120.70	108.12	90.00
他の家族員の収入	372.91	411.19	476.54	536.06
世帯収入	715.17	531.89	584.66	626.06

図6 世帯状況・性別本人収入と他の世帯員の収入計



本人収入と世帯収入の関係を見るために散布図を作成した。Aは傾きが1の直線である。Aの直線上にあるものは、本人収入が世帯収入すべてであることを示す。Bの直線は傾きが2の直線であり、本人の収入が世帯収入の1/2を占めていることを示している。

自らの収入が低くかつ、他の世帯員の収入合計が高い層を楕円で囲んでいる。定位家族と生殖家族（女性）の散布図はよく似た傾向を示しており、Bよりも左側上方に位置するものが多い。生殖家族（男性）はAの直線上、AとBの間に位置するものが比較的多く、Bよりも左に位置するものが比較的小さい。

図7 世帯収入と本人収入の関係(定位家族)

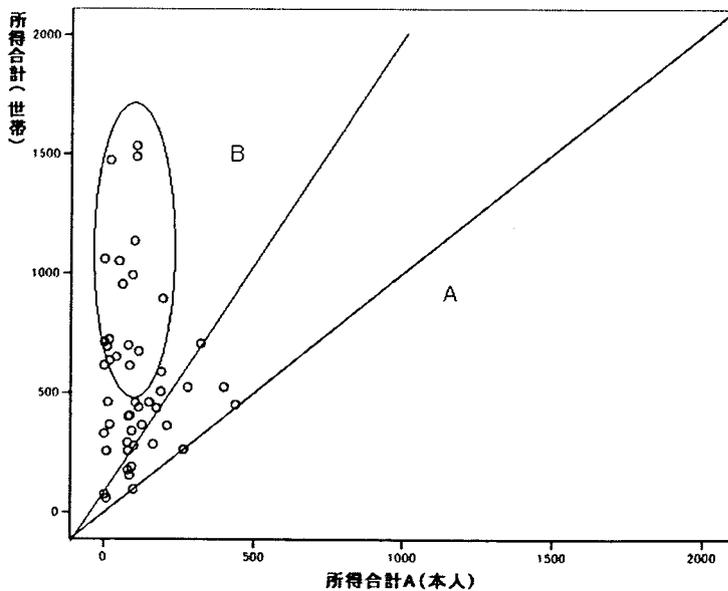


図 8 世帯収入と本人収入の関係(生殖家族・男性)

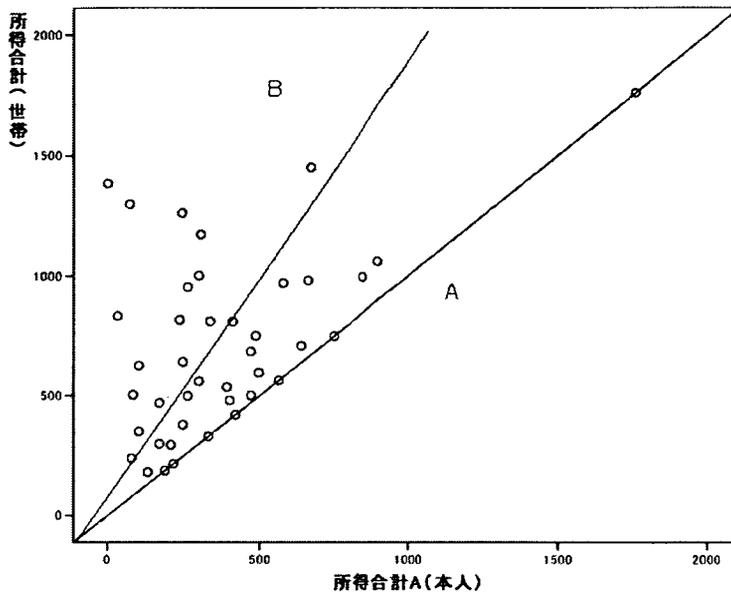
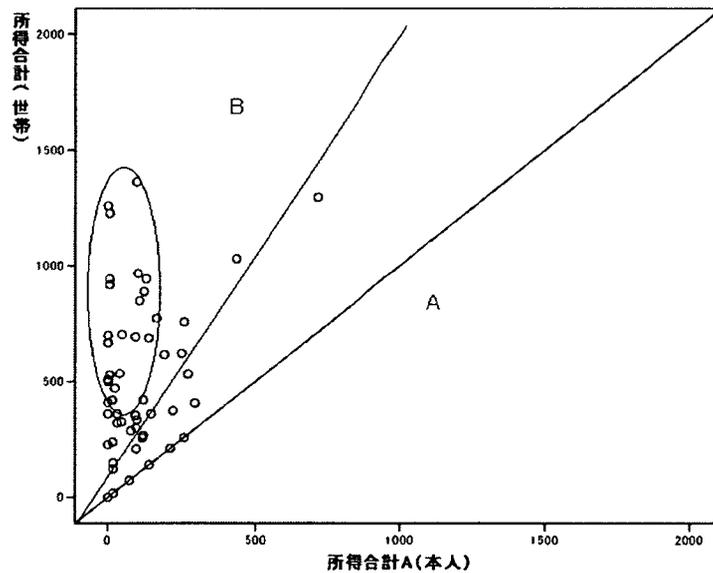


図 9 世帯収入と本人収入の関係(生殖家族・女性)



(3)比較—収入と支出

・本人収入の比較(単身世帯)

単身世帯における本人収入を比較してみよう。まず、「全国消費実態調査」(2004)における単身世帯(全世帯・若年勤労者世帯、高齢者世帯を含む)の場合、本調査の平均収入160.51万円は、2004年の「全国消費実態調査」の単身世帯の336.8万円と比較すると、176万円強ほど低い数値となっている。年収の分布をみていくと、本調査では100万円未満に4割弱が偏っており、高収入階層に向けて徐々に減っていく特徴があるのに対し、「全国消費実態調査」の方では万遍なく収入階層が分布しており、600万円以上の

層も10%以上となっている。

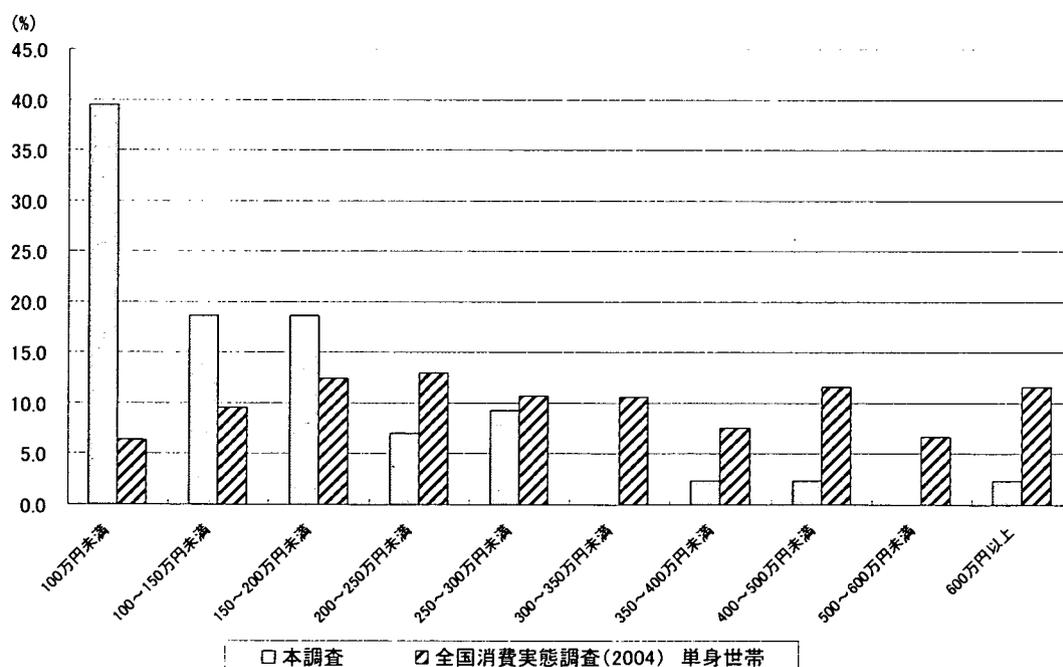
表 18 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人年間収入比較(1) (万円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
男性	181.39	409.4
女性	92.00	270.4
平均	160.51	336.8

表 19 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人年間収入比較(2) (%)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
100万円未満	39.5	6.4
100～150万円未満	18.6	9.5
150～200万円未満	18.6	12.4
200～250万円未満	7.0	13.0
250～300万円未満	9.3	10.7
300～350万円未満	0.0	10.6
350～400万円未満	2.3	7.6
400～500万円未満	2.3	11.6
500～600万円未満	0.0	6.7
600万円以上	2.3	11.6
合計	100.0	100.0

図 10 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人年間収入比較



・本人収入の比較（二人以上世帯）

二人以上世帯の場合、本調査の平均収入 589.37 万円は、「全国消費実態調査」の 692.5 万円と比較すると 103 万円ほど低い数値となっているが、単身世帯ほどその差は大きくない。年収の分布をみると、本調査において 300 万円未満の階層が多く、それ以上の階層では「全国消費実態調査」のデータと比較して少ない傾向がみられる^{vi}。

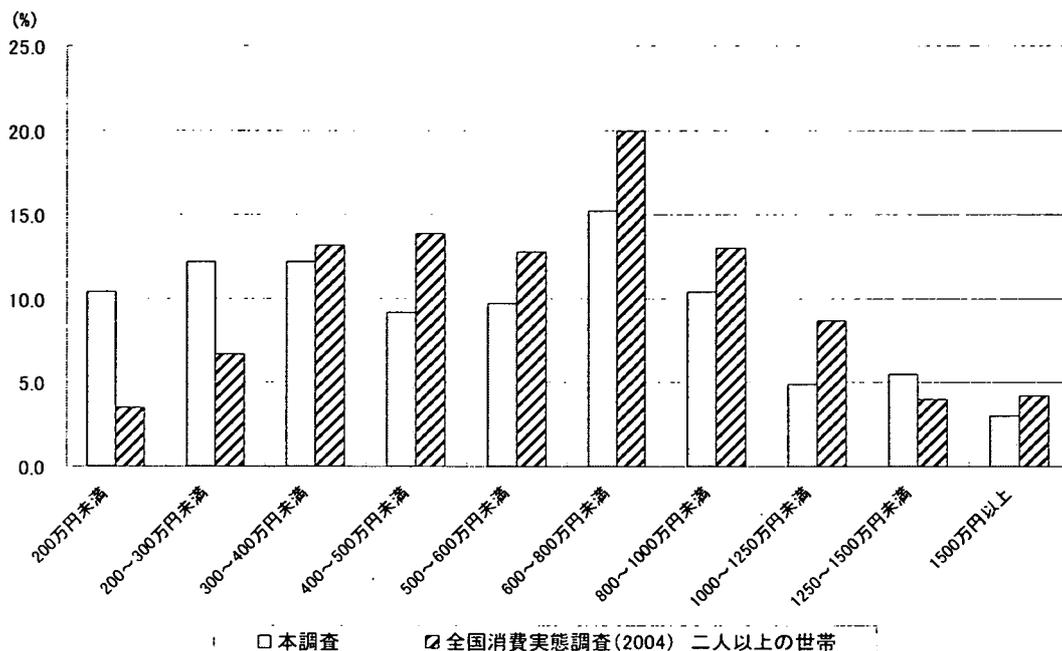
表 20 二人以上世帯の年間収入比較(1) (万円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
平均	589.37	692.5

表 21 二人以上世帯の年間収入比較(2) (%)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
200 万円未満	10.4	3.5
200～300 万円未満	12.2	6.7
300～400 万円未満	12.2	13.2
400～500 万円未満	9.2	13.9
500～600 万円未満	9.7	12.8
600～800 万円未満	15.2	20.0
800～1000 万円未満	10.4	13.0
1000～1250 万円未満	4.9	8.7
1250～1500 万円未満	5.5	4.0
1500 万円以上	3.0	4.2
非該当	6.1	
不祥	1.2	
	100.0	100.0

図 11 二人以上世帯の年間収入比較



・支出の比較 (単身世帯)

1 か月の消費支出は、本調査の単身世帯で 129,211 円、「全国消費実態調査」では 183,424 円であり、5 万円以上低い数値となっている（本調査の消費項目金額の合計と一致しないのは内訳をすべて聞いたわけではないことと、無回答項目がある調査票があるからである）。

消費支出の分布をみると、10 万円から 15 万円未満の層に偏っており、それ以降は急激に減少するのに対し、「全国消費実態調査」ではゆるやかな減少カーブを描いている。また本調査では 35 万円以上支出する単身世帯は存在しなかったが、「全国消費実態調査」では 7%がこの層にあたる。

単身世帯の支出の内訳を比較すると、居住費が若干高く、保健医療費、交通・通信費が少ない。

表 22 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人月間支出比較(1) (円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
平均	129,211	183,424

表 23 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人月間支出比較(2) (%)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
5万円未満	7.0	3.1
5~7.5万円未満	9.3	6.9
7.5~10万円未満	14.0	10.2
10~15万円未満	32.6	26.3
15~20万円未満	11.6	21.7
20~25万円未満	4.7	13.8
25~30万円未満	7.0	7.5
30~35万円未満	2.3	3.5
35~40万円未満	0.0	2.2
40万円以上	0.0	4.8
不祥	11.6	
合計	100.0	100.0

図 12 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)の本人月間支出比較

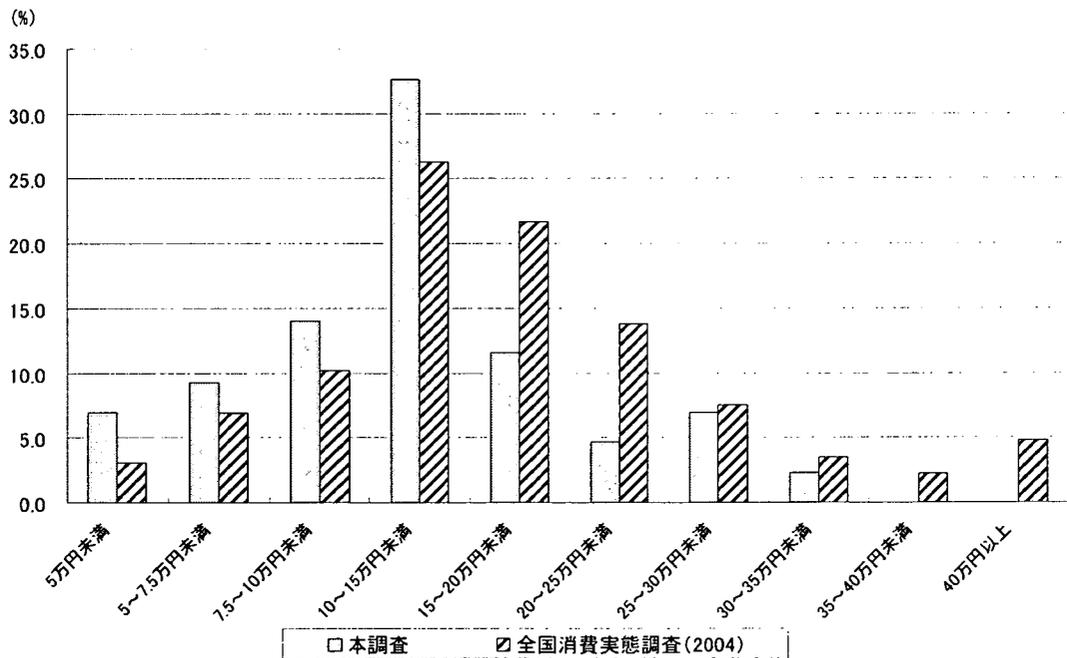
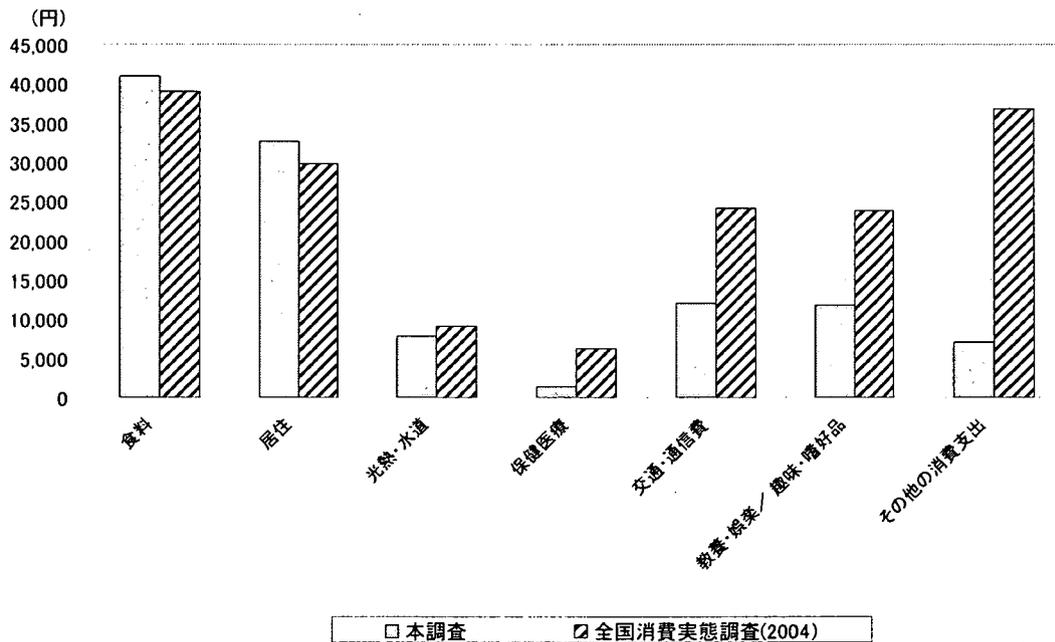


表 24 単身世帯(本調査:単身世帯+GH 世帯)支出内訳比較 (円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
食料	40,951	39,003
居住	32,707	29,744
光熱・水道	7,900	9,134
保健医療	1,436	6,258
交通・通信費	12,055	24,123
教養・娯楽／趣味・嗜好品	11,733	23,787
その他の消費支出	6,984	36,765
ローン	7,282	
介助料自己負担	5,561	
補装具代など	0	
保険給付対象外の負担額	229	
障害にかんする費用	114	

図 13 単身世帯(本調査:単身世帯+GH 世帯)支出内訳比較



・支出の比較 (二人以上世帯)

二人以上世帯については、本調査での支出額は 298,069 円と「全国消費実態調査」の 320,063 円の 93.1%となっており、単身世帯ほど差はない。また分布についてもそれほど大きな違いはみられない。居住費、食料費はほぼ同額だが、教養・娯楽／趣味・嗜好品、その他の消費支出が少なくなっている^{vii}。交通・通信費は少ない。

表 25 二人以上世帯の月間支出比較(1)

(円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
支出計 円	298,069	320,063

表 26 二人以上世帯の月間支出比較(2)

(%)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
10万円未満	3.0	2.5
10～15万円未満	7.9	8.3
15～20万円未満	11.6	14.2
20～25万円未満	15.9	16.9
25～30万円未満	13.4	15.5
30～35万円未満	12.2	12.0
35～40万円未満	4.9	8.5
40～45万円未満	7.9	6.0
45～50万円未満	3.0	3.9
50～55万円未満	3.7	2.9
55～60万円未満	1.2	2.2
60万円以上	4.3	7.1
不祥	11.0	
合計	100.0	100.0

図 14 二人以上世帯の月間支出比較

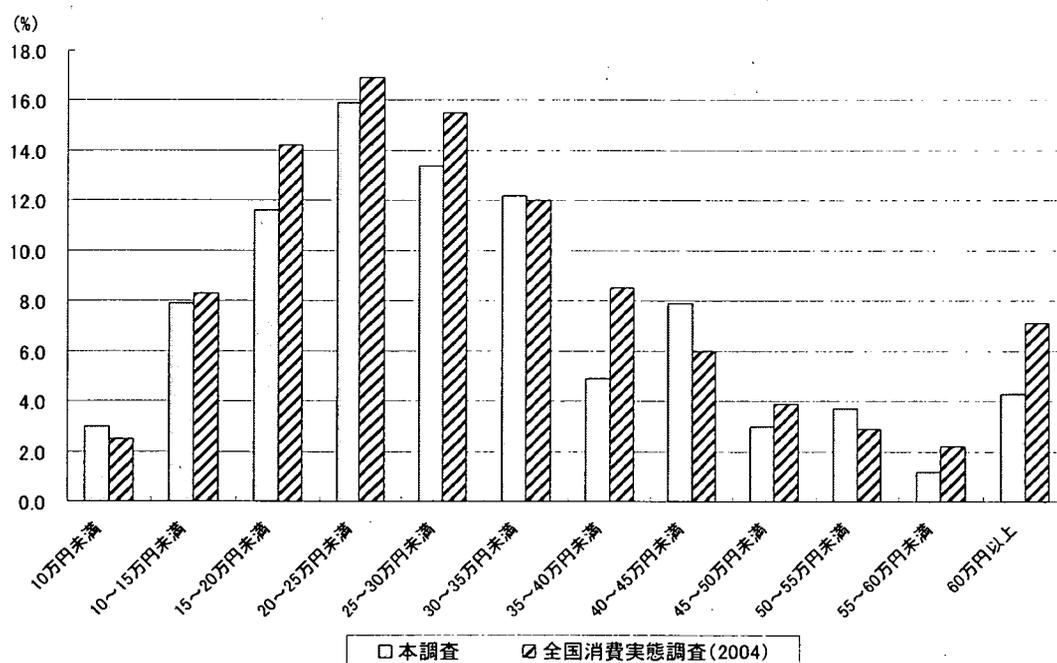
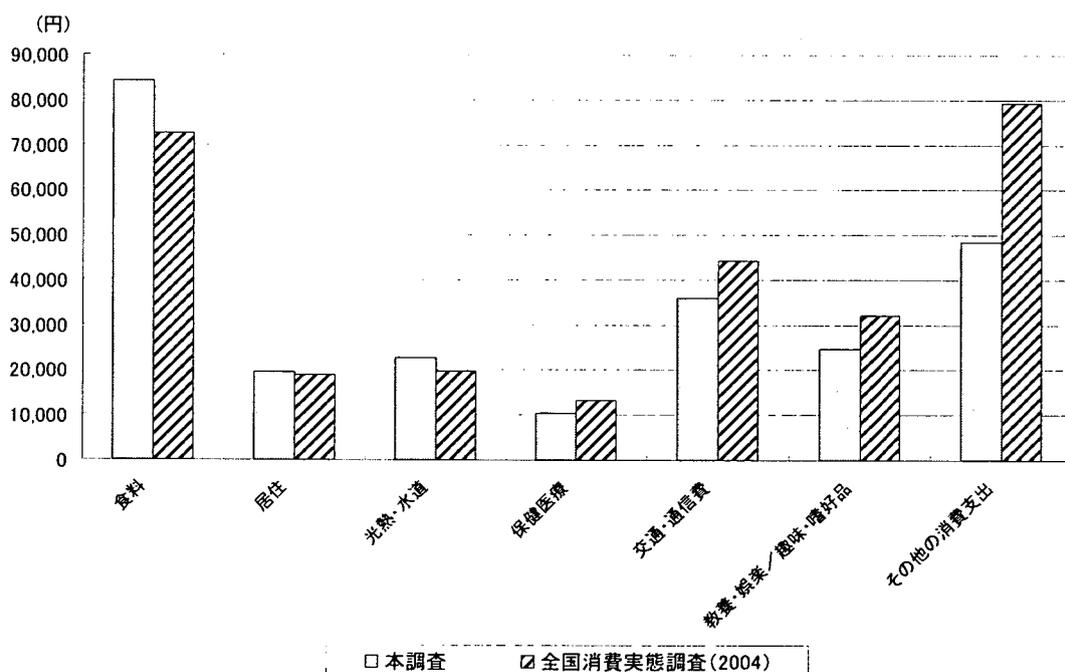


表 27 二人以上世帯支出内訳比較

(円)

	本調査	全国消費実態調査(2004)
食料	84,129	72,463
居住	19,404	18,959
光熱・水道	22,734	19,671
保健医療	10,447	13,170
交通・通信費	35,881	44,151
教養・娯楽／趣味・嗜好品	24,809	32,138
その他の消費支出	48,459	79,321
ローン	43,900	
介助料自己負担	3,128	
補装具代など	1,925	
保険給付対象外の負担額	2,574	
障害にかんする費用	9,060	

図 15 二人以上世帯支出内訳比較



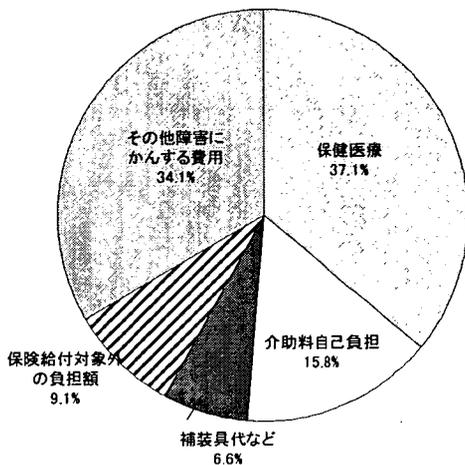
・ 障害ゆえの出費

合計平均額は 23,176 円であり、当該割合をみると保健医療費が 57.0%と半数を超えているが、そのほかはいずれも 20%未満である。ただし、その他の項目では、当該者内の平均額は介助料自己負担額 20,939 円、補装具代自己負担額 28,100 円などと高額になっている。

表 28 障害にかかわる支出

支出項目	平均値(円)	構成割合	当該割合	人	当該平均(円)
保健医療	8,607	37.1%	57.0%	118	13,932
介助料自己負担	3,656	15.8%	15.9%	33	20,939
補装具代など	1,536	6.6%	4.8%	10	28,100
保険給付対象外の負担額	2,107	9.1%	10.6%	22	15,363
その他障害にかんする費用	7,270	34.1%	7.7%	16	74,063
合計	23,176	100.0%			

図 16 障害にかかわる支出



3. 考察

(1) 世帯状況

・ 配偶関係

知的障害、精神障害に比べて、身体障害をもつ人の有配偶率が圧倒的に多く、身体障害者の多くは生殖家族で暮らしている。身体障害者の年齢層が、55歳から64歳に8割以上が偏っていることは、有配偶率を押し上げている要因の一つであると考えられるが、それ以上に障害による差異が大きい。また障害をもった時期に配慮する必要はあるが、「手助けや見守りを必要とする人」や、障害程度が「重度」である人の方が有配偶率が低いという結果は、障害程度が重く介助を必要とする人が結婚し、障害程度が軽く介助を必要としない人が結婚しない傾向にあるという仮説を導く。

全体としては生殖家族の割合が高く、定位家族がこれにつづいている^{viii}。本調査では、知的障害者は定位家族で暮らすか、グループホームで暮らすかの2つの形態にほぼ集約されている。他調査と比べてグループホーム居住者が多いが、共通していたのは定位家族で暮らす人の割合が高いこと、単身世帯で暮らす人の割合が極端に少ないことである。このことは、知的障害者が定位家族から離家しづらいことを示している。精神障害者にかんしては、定位家族で暮らすか単身世帯において一人暮らしをするかで二分されており、生殖家族で暮らす人はわずかである。精神障害者向けのグループホームが少ない現

状を反映していると同時に、知的障害者と同様定位家族からの離家の困難を示している。離家が困難である一つの要因として、他の家族員への身体的、経済的依存度が高いことが挙げられるだろう。先にも述べたように、介助を必要とする度合いが高ければ、婚姻関係を結ぶことが難しい傾向にあることが考えられる。

(2)本人収入

収入源にはかなりのばらつきがある。知的障害者については、既存の調査からも年金による収入を得ている人の割合が高いことが指摘されていたが、本調査の結果もこれを支持している。ただし全体としては障害に関わる年金は半数に満たない人が受給しているにすぎない。これ以外に雇用者収入、障害以外の年金、手当、生活保護など、収入源は多様である。

JD 調査よりも年金「なし」である人の割合が多い理由として、身体障害者が比較的高齢層を占めており、障害年金以外の年金を受給している人の割合が比較的高いことがあるだろう。また数値が若干高いのは、年金1級額の受給者が多いためであると思われる。

収入総額について、男女差、障害による差が顕著にみられた。身体障害の男性がとびぬけて高い以外は、おおむね低額となっている。障害別、男女別に収入額で差が出るのは主に雇用者所得額に差があるためである。そもそも雇用者収入を得ている人の数自体に差があり（男性52.6%、女性29.7%）、さらに得ている人のなかでも金額に差がある。女性の「仕事なし」については、いわゆる専業主婦層が一定程度いる可能性もあるが、「病気・障害のため」、「適職がない」などの理由などもあわせて、細かく見ていく必要があるだろう。また知的障害者・精神障害者の雇用収入の低さについても、雇用形態を含めたその要因についてさらに検討する必要がある。

雇用者収入と年金の関係については、JD 調査でも「ほとんど関連がみられない」と指摘されていたが、本調査においても明確な関連はみられなかった。もともと障害基礎年金の額や受給の可否は、障害程度をベースとしており稼働能力とは連動していないという指摘を支持する結果となった。

また、世帯状況により本人収入に差がみられた。散布図からは、生殖家族に暮らす女性と定位家族に暮らす人は、他の家族員の収入に依存する傾向が高いことが読み取れた。定位家族においては、本人収入が低いために離家できず、親などの他の家族成員の収入や援助（家屋の提供、光熱費の肩代わりなど）を得ていることを示している。

(3)比較—収入と支出

単身世帯の収入を一般データと比較すると、低収入層への偏りがみられる。平均額で見ると、全国データの47.6%にすぎない。世帯収入については、全国データの85.1%であり、単身世帯よりは差が少ない。ただし、定位家族ではばらつきが大きく、300万円未満が22.2%であるのに対し、1,000万円以上も13.1%みられる。二人以上世帯よりも単身世帯に差が大きいのは、障害をもつ人の本人収入の低いことの表れであり、逆にいえば、家族と暮らしている場合の本人の依存度が大きいといえるだろう。

支出については、単身世帯において居住費が高いのは、東京都内の家賃を反映している。また単身世帯、二人以上世帯とも交通・通信費が少ないのは、調査票に車維持費、

携帯電話代といった具体的項目を記載しなかったからか、あるいは実際に費用が抑えられていることも考えられる。両世帯とも保健医療費は一見低く見えるが、介助料自己負担、障害にかんする費用などを含むとむしろ高くなることには注意が必要である。

障害にかんする費用について、保健医療費は半数以上の人が出しているが、そのほかについて出している人は20%未満である。したがって該当する人の平均額との差が大きくなっており、必要な人はより多くの金額を支出しているという実態が垣間見える。

4. まとめ

本研究を通じて、おおむね以下のような障害者像が見えてくる。

身体障害者の多数派は年齢が比較的高く、配偶者をもち、生殖家族に暮らしている(71.2%)。とくに手助けや見守りを必要とせず(63.6%)、必要とする場合にはほとんどは配偶者(77.3%)がそれを担っている。そのため外部サービスは利用しない。男性の多くは雇用者収入を得ている(59.7%)が、女性は少ない(26.2%)。男性の雇用者収入の平均額は約342万円である。

知的障害をもつ人の半数は、定位家族(54.2%)に暮らしており、多くが手助けや身守りを必要とする(62.5%)が、主たる介護者は父母(53.3%→定位家族においては88.9%)である。主な収入源は年金(79.2%)と雇用者収入(41.7%)であり、ここに男女差はない。平均年収額は100.7万円である。

精神障害者(含手帳非保持者)は定位家族(46.5%)と単身世帯(39.3%)が半々である。手助けや身守りを必要とする人が多く(81.0%)、主たる介護者は事業者(52.9%)である。収入源は年金(52.4%)、雇用者収入(50.0%)であるが、生活保護(19.0%)受給率が多いことも見逃せない。収入に男女差はほとんどなく、平均年収は105.17万円である。

ここから指摘できるのは、身体障害の男性を除いた、障害をもつ人の家族への依存度の高さである。とりわけ定位家族における手助けや見守りを必要とする(重度の)障害をもつ人、知的障害者、精神障害者の収入は低く、婚姻関係を結んだり、離家することが難しい状況にある。

障害をもつ本人が低所得におかれていることは、一般世帯と比べれば明らかである。他の家族成員の収入額とかかわりなく本人への所得保障や、必要なサービスが受けられる制度が整備されることは緊急の課題である。

ここで見逃されやすいのが、二人以上世帯の障害者の所得保障や、サービス利用にかんする負担額である。自立支援法への移行により、サービス利用の負担額について、実質的には本人収入ではなく同居家族成員の収入により決定されることとなった。世帯収入がある一定以上を超えている層に負担が集中している現状は、すでに指摘されている。とくに重度障害者世帯では、障害にかかわる支出額の高さ(保険適用外の医療費、介助サービス利用費、住宅改造費など)をふまえると、より厳しい家計状況に移行した世帯も少なくないだろう。障害が重度であればあるほど、負担が増える仕組みによるものである。

こうした世帯収入は非常に脆弱なものである。定位家族における障害者の親の高齢化、生殖家族における他の家族成員の離家による収入減など、決して安定したものとはいえ

ない。一方で、成人後の生活が他の家族成員の収入に依存している状況は、「自立」を志向する昨今の政策動向からしても、時代に逆行するものであるだけでなく、「障害」ゆえに生じさせられる、社会的な不平等な状態でもある。

まず、低収入層におかれている、障害をもつ本人の所得保障が定められるべきである。くりかえし指摘してきたことだが、知的障害者、非手帳保持者を含む精神障害者、および被雇用経験のない障害者を中心として、所得保障の整備がなされることは緊急の課題であろう。また、特別な費用を必要とする人たちに適当な金銭や現物サービスが給付されることも肝要であると思われる。

今後は、世帯員数や居住形態を考慮した分析をすすめていく必要がある。家計における可処分所得額、また障害にかんする費用と関連させた考察も、残された課題として挙げておきたい。

■参考・引用資料

障害者生活実態調査（JD 調査 2006）「障害者自立支援法の影響を中心として——第 1 回調査（調査時点＝2006 年 2 月）の報告」<http://www.jdnet.gr.jp/jittail.pdf>（2008 年 2 月 29 日）

厚生労働省社会・援護局 2005 「平成 17 年度知的障害児（者）基礎調査の結果の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html>（2008 年 2 月 29 日）

総務省統計局 「平成 16 年全国消費実態調査」

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/index.htm>（2008 年 2 月 29 日）

東京都福祉局 「平成 15 年度障害者の生活実態」

http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2004/11/DATA/60ebm100_1.pdf（2008 年 2 月 29 日）

-
- i 富士市では世帯員数が多く、三世帯世帯と推測される世帯が 10 世帯であり、8 人世帯や 7 人世帯もあった。一方稲城市では最大で 5 人世帯であった。
 - ii この調査における身体障害者の有配偶率が若干低いのは、70 歳以上が 46.9%含まれているからであると思われる。
 - iii 5 年前の平成 12 年の調査では 82.8%の人が受給しており、この 5 年間の減少については受給条件の変化もあわせて検討が必要である。
 - iv ただし、収入 0 の 11 人のうち女性 10 人、300 万円以上の人 28 人のうち女性 3 人である。
 - v 同様に、収入 0 の 6 人のうち女性は 4 人、300 万円以上の人 6 人のうち女性は 1 人である。
 - vi 本人収入、世帯収入ともすべての欄に無回答だった場合には「不詳」として処理。また世帯収入については、精神障害者の世帯において他の世帯員の収入の記入を拒否するケースが複数みられた。これらにかんしては「非該当」として除外した。
 - vii 趣味・嗜好品は富士市調査のみの項目である。
 - viii ただし、稲城市と富士市で若干の差がある。身体障害者は稲城市では 6 割 5 分弱であるが、富士市では 8 割強が生殖家族に暮らしている。また、稲城市の精神障害者の 7 割強が単身世帯であるのに対し、富士市の精神障害者の単身世帯は 2 割強にすぎず、6 割強が定位家族に暮らす。この理由として以下のことが考えられる。富士市は三世帯同居などが多く、同居志向が強いこと。また富士市は身体障害者がやや高齢層に偏っており、それゆえにとくに生殖家族に暮らす人が多かったことである。

『国民生活基礎調査』からみた障害者の生活実態

勝又 幸子

1. 集計の目的

『障害者生活実態調査』（平成 17 年度及び 18 年度実施）では、特定の地域の障害認定を受けている人を対象に調査を行ったが、その際、設問のなかに「手助けや見守りの要・不要」を入れた。これは、『国民生活基礎調査』の世帯票の個人部分で同様の設問があったことにヒントを得たものである。日本では、一般の人を対象にした調査から障害者を抽出することが大変難しい。『平成 16 年度国民生活基礎調査』の目的外利用申請を行い、「手助け見守りが必要」と回答した個人の属性についてクロス集計を行った。また、これを『障害者生活実態調査』において「手助け見守りが必要」と答えた個人について比較した。『障害者生活実態調査』は、205 サンプルでそのうち半数の 100 が「手助け見守りが必要」と答えている。障害者を対象にした調査であるのに半数の人が「手助け見守りを必要としない」と答えている。この設問が必ずしも障害のある人を抽出する指標とはなっていないことがわかる。また、『障害者生活実態調査』が 18 歳以上 65 歳未満を対象にした調査であることから、この設問で想定される「高齢者」を含んでいないことも「手助け見守りが必要」と答える人が少なかった原因かもしれない。

2. クロス集計結果の概要

『国民生活基礎調査』（平成 16 年度）では「手助け見守りが必要」と答えた個人は、全体の 3.5%（男性 2.8%、女性 4.2%）だった。「手助け見守りが必要」と答えた人の属する世帯類型や世帯種類を男女別に集計した（表 1）。

「手助け見守りが必要」とした男性では夫婦のみの世帯がもっとも多く（33%）、次に三世代家族（24%）だった。女性については、三世代家族（31%）がもっとも多かった。単独世帯で男性は 8%に対して女性は 19%となっている。

「手助け見守りが必要」と答えた人の年齢は、圧倒的に後期高齢者（75 歳以上）に偏っていることがわかる（表 2）。平均寿命や単身世帯割合の多さからであろうか女性の方が 75 歳以上で「手助け見守りが必要」と答えている人の割合が男性よりも大きい。『障害者生活実態調査』は 65 歳未満の障害認定を受けている人を対象にした調査なので、65 歳以上のデータは無い。しかし「手助け見守りが必要」と答えた人の年齢構成割合をみると 60-65 歳の階層がもっとも多い（29%）。

「手助け見守りが必要」と答えた人の日常生活の自立の状況（表 3）をみると、『国民生活基礎調査』では「要介護」（2.3.4）の人の割合が 6 割なのに対して、『障害者生活実態調査』は半分が「要支援」（1）となっている。これは答えている人の年齢の違いと、障害者の場合は知的障害や精神障害・内部障害など必ずしも介護を必要としない障害が含まれているからと考えられる。

表1 手助けや見守り要否別 世帯類型集計 世帯種別 人数

平成16年国民生活基礎調査

		必要	構成	不要	構成
総数	総数	2,309		66,177	
	単独世帯	342	15%	4,257	6%
	夫婦のみ世帯	451	20%	11,629	18%
	夫婦と未婚子世帯	226	10%	25,177	38%
	一人親と未婚子世帯	114	5%	3,272	5%
	三世代世帯	645	28%	16,162	24%
	その他	531	23%	5,680	9%
	高齢者世帯	795	34%	7,414	11%
	父子世帯	1	0%	126	0%
	母子世帯	1	0%	732	1%
	その他の世帯	1,533	66%	58,145	88%
男性	総数	891		31,835	
	単独世帯	72	8%	1,715	5%
	夫婦のみ世帯	296	33%	5,744	18%
	夫婦と未婚子世帯	138	15%	12,860	40%
	一人親と未婚子世帯	23	3%	1,362	4%
	三世代世帯	212	24%	7,649	24%
	その他	150	17%	2,505	8%
	高齢者世帯	322	36%	3,036	10%
	父子世帯	1	0%	93	0%
	母子世帯	1	0%	217	1%
	その他の世帯	567	64%	28,490	89%
女性	総数	1,418		34,342	
	単独世帯	270	19%	2,542	7%
	夫婦のみ世帯	155	11%	5,885	17%
	夫婦と未婚子世帯	88	6%	12,317	36%
	一人親と未婚子世帯	91	6%	1,910	6%
	三世代世帯	433	31%	8,513	25%
	その他	381	27%	3,175	9%
	高齢者世帯	473	33%	4,378	13%
	父子世帯	0	0%	33	0%
	母子世帯	0	0%	515	1%
	その他の世帯	966	68%	29,655	86%

「手助け見守りが必要」と答えた人がその状態になってからの期間（表4）をみると、『国民生活基礎調査』では男女とも1年～5年未満に山があるが、『障害者生活実態調査』には1年～5年と20年以上の2つの山がある。『障害者生活実態調査』の対象者の年齢が上限でも65歳と考えると、2つ目の山は先天性の障害をもつ人や比較的若いときから障害を負ってきた人がいることがわかる。

「手助け見守りが必要」と答えた人の仕事の有無（表5）については、『国民生活基礎調査』が圧倒的に「仕事なし」の人の割合が多い（97%）。これは、年齢階層で高齢な人が多いことによる。一方、『障害者生活実態調査』では半分の人が「仕事あり」と答えている。これはこの調査で仕事に福祉的就労が含まれていることが大きい。

「手助け見守りが必要」と答えた人の公的年金・恩給額（表6）をみると、これも『国民生活基礎調査』には高齢者が多いため、給付水準の高い老齢年金の受給者がいることが理由と考えられるが200万円以上が全体の17%、男性では34%いる。

表2 年齢階層別手助け見守りの要否

		国民生活基礎調査(平成16年)				障害者生活実態調査(平成17/18年)			
		必要	構成	不要	構成	必要	構成	不要	構成
合計	総数	2,326	100%	66,399	100%	100	100%	105	100%
	20歳未満	52	2%	10,287	15%	1	1%	1	1%
	20-25歳未満	20	1%	3,299	5%	3	3%	6	6%
	25-30歳未満	9	0%	3,715	6%	3	3%	6	6%
	30-35歳未満	26	1%	4,302	6%	8	8%	11	10%
	35-40歳未満	16	1%	4,192	6%	6	6%	14	13%
	40-45歳未満	14	1%	4,241	6%	10	10%	14	13%
	45-50歳未満	19	1%	4,639	7%	14	14%	10	10%
	50-55歳未満	33	1%	5,486	8%	8	8%	12	11%
	55-60歳未満	37	2%	5,451	8%	18	18%	15	14%
	60-65歳未満	79	3%	5,313	8%	29	29%	16	15%
	65-70歳未満	136	6%	4,814	7%				
70-75歳未満	253	11%	4,421	7%					
75歳以上	1,632	70%	6,239	9%					
男性	総数	890	100%	31,829	100%	58	100%	57	100%
	20歳未満	31	3%	5,280	17%	1	2%	0	0%
	20-25歳未満	11	1%	1,665	5%	2	3%	3	5%
	25-30歳未満	4	0%	1,788	6%	2	3%	4	7%
	30-35歳未満	15	2%	2,115	7%	4	7%	7	12%
	35-40歳未満	10	1%	1,983	6%	4	7%	7	12%
	40-45歳未満	6	1%	2,074	7%	6	10%	8	14%
	45-50歳未満	9	1%	2,308	7%	7	12%	6	11%
	50-55歳未満	15	2%	2,719	9%	8	14%	7	12%
	55-60歳未満	18	2%	2,591	8%	8	14%	8	14%
	60-65歳未満	48	5%	2,495	8%	16	28%	7	12%
	65-70歳未満	81	9%	2,296	7%				
70-75歳未満	119	13%	1,942	6%					
75歳以上	523	59%	2,573	8%					
女性	総数	1,436	100%	34,570	100%	42	100%	48	100%
	20歳未満	21	1%	5,007	14%	0	0%	1	2%
	20-25歳未満	9	1%	1,634	5%	1	2%	3	6%
	25-30歳未満	5	0%	1,927	6%	1	2%	2	4%
	30-35歳未満	11	1%	2,187	6%	4	10%	4	8%
	35-40歳未満	6	0%	2,209	6%	2	5%	7	15%
	40-45歳未満	8	1%	2,167	6%	4	10%	6	13%
	45-50歳未満	10	1%	2,331	7%	7	17%	4	8%
	50-55歳未満	18	1%	2,767	8%	0	0%	5	10%
	55-60歳未満	19	1%	2,860	8%	10	24%	7	15%
	60-65歳未満	31	2%	2,818	8%	13	31%	9	19%
	65-70歳未満	55	4%	2,518	7%				
	70-75歳未満	134	9%	2,479	7%				
	75歳以上	1,109	77%	3,666	11%				

表3 手助け見守りが必要と答えた人

		国民生活基礎調査(平成16年度)						障害者生活実態調査(平成17/18年)					
		日常生活の自立の状況						日常生活の自立の状況					
		総数	1	2	3	4	不明	総数	1	2	3	4	不明
合計	総数	2,327	707	787	347	339	147	105	57	30	7	8	3
	割合	100%	30%	34%	15%	15%	6%	100%	54%	29%	7%	8%	3%
男性	総数	890	289	277	142	134	48	57	31	16	3	4	3
	割合	100%	32%	31%	16%	15%	5%	100%	54%	28%	5%	7%	5%
女性	総数	1,437	418	510	205	205	99	48	26	14	4	4	0
	割合	100%	29%	35%	14%	14%	7%	100%	54%	29%	8%	8%	0%

1. 何らかの傷害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる
2. 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
3. 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主
4. 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する

表4 手助け見守りが必要と答えた人のその状態になってからの期間

		国民生活基礎調査(平成16年度)										
		その状態になってからの期間										
		総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	不明
合計	総数	2,326	31	52	112	176	623	431	402	214	133	152
	構成	100%	1%	2%	5%	8%	27%	19%	17%	9%	6%	7%
男性	総数	890	12	19	46	64	235	132	154	106	66	56
	構成	100%	1%	2%	5%	7%	26%	15%	17%	12%	7%	6%
女性	総数	1,436	19	33	66	112	388	299	248	108	67	96
	構成	100%	1%	2%	5%	8%	27%	21%	17%	8%	5%	7%

		障害者生活実態調査(平成17/18年)										
		その状態になってからの期間										
		総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	不明
合計	総数	162	9	21	19	14	33	9	9	13	35	0
	構成	100%	6%	13%	12%	9%	20%	6%	6%	8%	22%	0%
男性	総数	114	6	12	14	12	24	6	4	10	26	0
	構成	100%	5%	11%	12%	11%	21%	5%	4%	9%	23%	0%
女性	総数	48	3	9	5	2	9	3	5	3	9	0
	構成	100%	6%	19%	10%	4%	19%	6%	10%	6%	19%	0%

1:1月未満 2:1月～3月未満 3:3月～6月未満 4:6月～1年未満 5:1年～3年未満
6:3年～5年未満 7:5年～10年未満 8:10年～20年未満 9:20年以上

表5 手助け見守りが必要と答えた人の仕事の有無

		国民生活基礎調査(平成16年度)				障害者生活実態調査(平成17/18年)			
		総数	仕事あり	仕事なし	自営業	総数	仕事あり	仕事なし	自営業
合計	総数	2,333	26	2,265	42	105	52	53	0
	割合	100%	1%	97%	2%	100%	50%	50%	0%
男性	総数	876	18	829	29	57	34	23	0
	割合	100%	2%	95%	3%	100%	60%	40%	0%
女性	総数	1,457	8	1,436	13	48	18	30	0
	割合	100%	1%	99%	1%	100%	38%	63%	0%

表6 手助け見守りが必要と答えた人の公的年金・恩給額

		国民生活基礎調査(平成16年度)									
		公的年金・恩給額									
		総数	20万円以下	20～40	40～60	60～80	80～100	100～150	150～200	200以上	なし
合計	総数	1,776	27	207	289	198	220	312	214	309	0
	割合	100%	2%	12%	16%	11%	12%	18%	12%	17%	0%
男性	総数	706	4	39	75	62	84	122	82	238	0
	割合	100%	1%	6%	11%	9%	12%	17%	12%	34%	0%
女性	総数	1,070	23	168	214	136	136	190	132	71	0
	割合	100%	2%	16%	20%	13%	13%	18%	12%	7%	0%

		障害者生活実態調査(平成17/18年)									
		公的年金・恩給額									
		総数	20万円以下	20～40	40～60	60～80	80～100	100～150	150～200	200以上	なし
合計	総数	94	43	2	2	17	12	6	8	4	0
	割合	100%	46%	2%	2%	18%	13%	6%	9%	4%	0%
男性	総数	53	25	1	1	7	3	5	7	4	0
	割合	100%	47%	2%	2%	13%	6%	9%	13%	8%	0%
女性	総数	41	18	1	1	10	9	1	1	0	0
	割合	100%	44%	2%	2%	24%	22%	2%	2%	0%	0%

表7 手助け見守りが必要と答えた人のその他の社会保障給付費

		国民生活基礎調査(平成16年度)									
		その他の社会保障給付費									
		総数	20万円以下	20~40	40~60	60~80	80~100	100~150	150~200	200以上	なし
合計	総数	92	22	17	7	12	6	18	6	4	0
	割合	100%	24%	18%	8%	13%	7%	20%	7%	4%	0%
男性	総数	44	10	8	1	7	2	9	3	4	0
	割合	100%	23%	18%	2%	16%	5%	20%	7%	9%	0%
女性	総数	48	12	9	6	5	4	9	3	0	0
	割合	100%	25%	19%	13%	10%	8%	19%	6%	0%	0%

		障害者生活実態調査(平成17/18年)									
		その他の社会保障給付費									
		総数	20万円以下	20~40	40~60	60~80	80~100	100~150	150~200	200以上	なし
合計	総数	93	86	4	0	0	2	1	0	0	0
	割合	100%	92%	4%	0%	0%	2%	1%	0%	0%	0%
男性	総数	52	48	3	0	0	1	0	0	0	0
	割合	100%	92%	6%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%
女性	総数	41	38	1	0	0	1	1	0	0	0
	割合	100%	93%	2%	0%	0%	2%	2%	0%	0%	0%

表8 手助け見守りが必要と答えた人課税の状況

		国民生活基礎調査(平成16年度)				障害者生活実態調査(平成17/18年)			
		総数	所得税課税あり	住民税課税あり※	なし	総数	所得税課税あり	住民税課税あり	なし
合計	総数	2,326	156	1,786	384	100	11	7	82
	割合	100%	7%	77%	17%	100%	11%	7%	82%
男性	総数	890	112	678	100	58	8	4	46
	割合	100%	13%	76%	11%	100%	14%	50%	36%
女性	総数	1,436	44	1,108	284	42	3	3	36
	割合	100%	3%	77%	20%	100%	7%	7%	86%

※均等割を含む

表9 見守り手助けが必要と答えた人個人の所得階層別人数

		国民生活基礎調査(平成16年度)									
		200万円未満	200~300未満	300~500未満	500~700未満	700~1000未満	1000~1250未満	1250~1500未満	1500以上	不詳	
合計	総数	1,899	81	60	300	148	312	179	132	512	175
	割合	100%	4%	3%	16%	8%	16%	9%	7%	27%	9%
男性	総数	769	22	11	68	34	110	71	54	320	79
	割合	100%	3%	1%	9%	4%	14%	9%	7%	42%	10%
女性	総数	1,130	59	49	232	114	202	108	78	192	96
	割合	100%	5%	4%	21%	10%	18%	10%	7%	17%	8%

(注)手助けや見守りが必要な人が暮らす世帯の所得階層別

		障害者生活実態調査(平成17/18年)									
		200万円未満	200~300未満	300~500未満	500~700未満	700~1000未満	1000~1250未満	1250~1500未満	1500以上	不詳	
合計	総数	149	124	15	6	2	0	2	0	0	0
	割合	100%	83%	10%	4%	1%	0%	1%	0%	0%	0%
男性	総数	57	42	9	4	2	0	0	0	0	0
	割合	100%	74%	16%	7%	4%	0%	0%	0%	0%	0%
女性	総数	92	82	6	2	0	0	2	0	0	0
	割合	100%	89%	7%	2%	0%	0%	2%	0%	0%	0%

(注)手助けや見守りが必要と答えた個人の所得階層別

「手助け見守りが必要」と答えた人のその他の社会保障給付費（表 7）については、全体に受給している人が少ないが、特に『国民生活基礎調査』では少なくなっている。福祉年金など非拠出制の年金の受給者が後期高齢者には多いためと考えられる。一方、『障害者生活実態調査』では、自治体が支給する障害者手当が主な給付である。

「手助け見守りが必要」と答えた人の課税の状況（表 8）だが、障害者では所得の低さや障害年金などの非課税の給付を受けている関係からか、納税していない人が 8 割以上と多い。『国民生活基礎調査』では住民税課税ありの人が 77%と多くなっている。

「手助け見守りが必要」と答えた人の所得階層別分布（表 9）は、2 つの所得階層の意味が違うので比較には注意が必要だ。障害者の方は個人単位の所得階層をとっている。200 万円未満にほとんどが集中しているが、実態は所得ゼロの者も多い。一方、『国民生活基礎調査』については、世帯の所得階層であるので、高所得世帯にも分布しているが、これは必ずしも本人の所得とはいえない。

3. 課題

障害者の生活実態が全国調査の中で解明されるためには、「手助け見守りが必要」という設問では適切とは思えない。なんらかの設問を考えて、障害者の生活実態があきらかになるように工夫が必要である。しかし、単に障害等級をたずねれば十分かというところではない。それは、『障害者生活実態調査』で明らかになったように、内部障害の場合 1 級の身体障害に認定される一方で、発達障害や精神障害などボーダー障害者は等級が低かったり認定されなかったりすることがあり、必ずしも障害者は等級で判断できない。むしろ、オーストラリアの家計調査でかつて実験的に行われたように「あなたまたは同居家族に身体的な障害や 6 ヶ月以上の療養を必要とする不健康な人がいますか？」ⁱのような包括的な聞き方が適切なかもしれない。

障害者の生活実態を明らかにするためのデータを調査から得られるように、既存の調査の設問の改訂を望みたい。

ⁱ 勝又幸子(2007)障害者の所得保障—どこをスタートラインとするか？—、『発達障害研究』、第 29 卷 3 号 p.181 参照。